

表 1-1 発生状況に応じた対応レベルの概要

発生状況	対象地	発生地周辺 (発生地から半径 10 km以内を基本)
	全国	
通常時	対応レベル 1	指定なし
国内単一箇所発生時	対応レベル 2	野鳥監視重点区域に指定
国内複数箇所発生時	対応レベル 3	
近隣国発生時等	対応レベル 2 または 3	必要に応じて適切な場所に野鳥監視重点区域を指定

*簡易検査が陽性で発生が見込まれた場合や、家きん等の疑い事例の発生を含む

表 1-2 対応レベルの実施内容

対応レベル	鳥類生息 状況等調査	ウイルス保有状況の調査				糞便採取 調査
		死亡野鳥等調査				
		検査優先種 1	検査優先種 2	検査優先種 3	その他の種	
対応レベル 1	情報収集 監視	3羽以上	3羽以上	5羽以上	5羽以上	10月から 12月にか けて飛来 状況に応 じて糞便 を採取
対応レベル 2	監視強化	1羽以上	2羽以上	5羽以上	5羽以上	
対応レベル 3	監視強化	1羽以上	1羽以上	3羽以上	5羽以上	
野鳥監視 重点区域	監視強化 緊急調査 発生地対応	1羽以上	1羽以上	3羽以上	3羽以上	

*死亡野鳥等調査は、同一場所（見渡せる範囲程度を目安とする）で数日間（おおむね3日間程度）の合計羽数が表の数以上の死亡個体等（衰弱個体を含む）が発見された場合を基本としてウイルス保有状況の調査を実施する。ただし外傷があるなど、死亡原因が他の原因が他の要因によるものであることが明瞭なものは除く。

*見渡せる範囲程度とはあくまで目安であり、環境によって大きく異なり、具体的数値を示すのは困難であるので、現場の状況に即して判断して差し支えない。

*すべての種において、重度の神経症状が見られるなど、感染が強く疑われる場合には1羽でも検査を実施する。特に野鳥監視重点区域では、感染確認鳥類の近くで死亡していたなど、感染が疑われる状況があった場合には1羽でも検査を実施する。